2　肉豚についての法第三条第四項の規定による標準的販売価格の算出は、農林水産大臣が定める品種の区分ごとに、第一号に掲げる額を第二号に掲げる数量で除して得た額に、第三号に掲げる額を合算してするものとする。

一　第六条第二項に規定する期間内に行われた肉豚の格付枝肉（農林水産大臣が定める事項についての規格であつてあらかじめ農林水産大臣に届け出られたものにより格付された肉豚の枝肉をいい、品質が著しく劣るものとして格付されたものを除く。）の売買に係る総取引高

二・三　（略）

（標準的生産費の算出）

第十条　肉用牛についての法第三条第四項の規定による標準的生産費の算出は、農林水産大臣が定める品種の区分ごと及び農林水産大臣が定める一又は二以上の都道府県の区域ごとに、第六条第一項に規定する期間内における肉用牛の一頭当たりの生産に要する飼料費、労務費、と畜に係る経費その他の費用の区分別の平均額に、物価その他の経済事情の変動等を勘案し合理的に必要と認められる調整をそれぞれ加えた額を合算してするものとする。

2　肉豚についての法第三条第四項の規定による標準的生産費の算出は、農林水産大臣が定める品種の区分ごとに、第六条第二項に規定する期間内における肉豚の一頭当たりの生産に要する飼料費、労務費、と畜に係る経費その他の費用の区分別の平均額に、物価その他の経済事情の変動等を勘案し合理的に必要と認められる調整をそれぞれ加えた額を合算してするものとする。

（業務方法書との関係）

第十一条　第四条から前条までに規定するもののほか、交付金の交付に関しては、機構の業務方法書で定めるところによる。

（削る。）

2　肉豚についての法第三条第四項の規定による標準的販売価格の算出は、農林水産大臣が定める品種の区分ごとに、第一号に掲げる額を第二号に掲げる数量で除して得た額に、第三号に掲げる額を合算してするものとする。

一　第五条第二項に規定する期間内に行われた肉豚の格付枝肉（農林水産大臣が定める事項についての規格であつてあらかじめ農林水産大臣に届け出られたものにより格付された肉豚の枝肉をいい、品質が著しく劣るものとして格付されたものを除く。）の売買に係る総取引高

二・三　（略）

（標準的生産費の算出）

第九条　肉用牛についての法第三条第四項の規定による標準的生産費の算出は、農林水産大臣が定める品種の区分ごと及び農林水産大臣が定める一又は二以上の都道府県の区域ごとに、第五条第一項に規定する期間内における肉用牛の一頭当たりの生産に要する飼料費、労務費、と畜に係る経費その他の費用の区分別の平均額に、物価その他の経済事情の変動等を勘案し合理的に必要と認められる調整をそれぞれ加えた額を合算してするものとする。

2　肉豚についての法第三条第四項の規定による標準的生産費の算出は、農林水産大臣が定める品種の区分ごとに、第五条第二項に規定する期間内における肉豚の一頭当たりの生産に要する飼料費、労務費、と畜に係る経費その他の費用の区分別の平均額に、物価その他の経済事情の変動等を勘案し合理的に必要と認められる調整をそれぞれ加えた額を合算してするものとする。

（業務方法書との関係）

第十条　第三条から前条までに規定するもののほか、交付金の交付に関しては、機構の業務方法書で定めるところによる。

（指定乳製品の生産等に関する計画の認定申請手続）

第十一条　法第七条第一項の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した計画書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一　計画の実施期間

二　生産しようとする指定乳製品の種類及び数量並びに当該指定乳製品に係る原料乳の数量（他に委託する生産にあつては、当該生産に係る指定乳製品の種類及び数量並びに当該指定乳製品に係る原料乳の数量）

三　生産施設の所在地、名称及び能力

四　生産した指定乳製品の処分方法

五　当該計画の実施を必要とする理由

六　その他参考となる事項

2　法第七条第二項の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した計画書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一　計画の実施期間

二　保管又は販売をしようとする指定乳製品の種類及び数量

三　保管に係る計画にあつては、保管施設の種類、所在地及び名称並びに保管後の処分方法、販売に係る計画にあつては、販売の方法及び売渡予定価格

四　当該計画の実施を必要とする理由

五　その他参考となる事項

（指定乳製品の生産等に関する計画の認定基準）

第十二条　法第七条第三項の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　法第七条第一項の計画にあつては、次の要件を備えていること。

イ　原料乳の生産者の販売価格が安定基準価格を下回つて低落し、又は低落するおそれがあると認められる場合において、農林水産大臣が定める期間の範囲内で実施するものであること。

ロ　おおむね都道府県の区域に相当する地域又はその区域を超える広範な地域において原料乳の生産者の販売価格を安定基準価格以上に回復し、又は維持することができると認められるものであること。

ハ　当該計画に係る指定乳製品の生産量及び当該計画の実施期間が原料乳の生

（年間販売計画の添付書類）

第十二条　法第五条第一項の農林水産省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　年間販売計画に記載する各月ごとの生乳又は特定乳製品（法第五条第一項に規定する特定乳製品をいう。以下同じ。）の販売予定数量を証する書類

二　第一号対象事業者（法第九条第一項に規定する第一号対象事業者をいう。以下同じ。）又は第二号対象事業者（第二号対象事業を行う対象事業者をいう。以下同じ。）にあつては、生乳の検査方法を証する書類

三　前二号に掲げる書類のほか、農林水産大臣が法第五条第三項の規定による通知をするかどうかの判断に関し必要と認める書類